

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和 5 年12月25日
【中間会計期間】	第61期中（自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日）
【会社名】	有馬富士開発株式会社
【英訳名】	Arimafuji Kaihatsu Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大島 均
【本店の所在の場所】	兵庫県三田市香下字ユルシケ谷2003番地
【電話番号】	0 7 9（5 6 3）2 3 6 2
【事務連絡者氏名】	支配人代理 平井 義之
【最寄りの連絡場所】	兵庫県三田市香下字ユルシケ谷2003番地
【電話番号】	0 7 9（5 6 3）2 3 6 2
【事務連絡者氏名】	支配人代理 平井 義之
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第59期中	第60期中	第61期中	第59期	第60期
会計期間	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自令和4年 4月1日 至令和4年 9月30日	自令和5年 4月1日 至令和5年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和4年 3月31日	自令和4年 4月1日 至令和5年 3月31日
売上高 (千円)	184,605	50,042	49,451	365,239	101,089
経常利益又は経常損失 () (千円)	4,632	116,552	2,497	7,082	275,638
中間(当期)純利益又は中間純損失 () (千円)	5,173	117,095	3,013	4,645	273,739
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	77,385	77,385	77,385	77,385	77,385
発行済株式総数 (千株)	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902
純資産額 (千円)	305,991	188,368	576,189	305,463	579,203
総資産額 (千円)	920,760	738,347	721,801	908,123	731,898
1株当たり純資産額 (円)	434.52	478.31	230.24	416.67	233.56
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失 () (円)	3.12	70.54	1.82	2.80	164.90
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	33.2	25.5	79.8	33.6	79.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	21,447	15,991	32,903	45,164	30,625
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	539	104,288	33,812	5,892	271,422
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	22,522	28,295	10,247	49,053	424,269
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	152,914	39,941	23,155	156,533	34,312
従業員数 (人)	11	1	1	11	1
(外、平均臨時雇用者数)	(23)	(-)	(-)	(23)	(-)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、該当する関連会社がありませんので記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第60期において、ゴルフ場の運営事業に係る事業賃貸借契約を締結しており、ゴルフ場運営に係る来場者収入が事業賃貸による収入へ変わる収益構造の変更があったため売上高が大幅に減少しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況 令和5年9月30日現在

従業員数（人）	1
---------	---

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 当社は、ゴルフ場事業のみの単一セグメントであります。

(2) 労働組合の状況

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社はゴルフ場事業のみの単一セグメントであります。

経営成績の状況

当中間会計期間の経営成績は営業収入49,451千円（前年同期比1.2%減）、営業損失2,347千円（前年同期は営業損失18,492千円）、経常損失2,497千円（前年同期は経常損失116,552千円）、中間純損失3,013千円（前年同期は中間純損失117,095千円）となりました。

財政状態の状況

当中間会計期間末における財政状態は、次のとおりであります。

（資産の部）

資産合計は721,801千円（前事業年度末731,898千円）となり、10,096千円減少しました。これは関係会社短期貸付金の増加30,955千円、現金及び預金の減少11,156千円および減価償却による有形固定資産の減少23,015千円が主な要因であります。

（負債の部）

負債合計は145,612千円（前事業年度末152,695千円）となり、7,082千円減少しました。これは返済による長期借入金の減少4,310千円及びリース債務の減少5,938千円が主な要因であります。

（純資産の部）

純資産合計は576,189千円（前事業年度末579,203千円）となり、3,013千円減少しました。これは中間純損失の計上により、繰越利益剰余金が3,013千円減少したことが主な要因であります。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」といいます。) は、営業活動により32,903千円の資金を獲得しました。又、投資活動により33,812千円の資金を使用し、財務活動により10,247千円の資金を使用した結果、資金の当中間会計期間末残高は前事業年度末比11,156千円減少し23,155千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は32,903千円(前年同期比105.8%増)となりました。これは減価償却費25,899千円が主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は33,812千円（前年同期比67.6%減）となりました。これは関係会社貸付けによる支出30,955千円が主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は10,247千円(前年同期比63.8%減)となりました。これは長期借入金の返済による支出4,310千円及びリース債務の返済による支出5,937千円が主な要因であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社はロックフィールドゴルフリゾート株式会社にゴルフ場の運営事業に係る事業賃貸を行っており、当社ゴルフ場に関する営業収入及び営業費用は、ロックフィールドゴルフリゾート株式会社に帰属しております。このため、当社は、会員からの年会費収入及び登録手数料収入に加え、ロックフィールドゴルフリゾート株式会社からの事業賃貸収入により経営しております。

営業収入は49,451千円（前年同期比1.2%減）と前年同期と同水準となりました。来場者数は、メンバー3,283人（前年同期比5.2%減）、ビジター23,110人（前年同期比4.2%増）、合計26,393人（前年同期比2.9%増）と増加しております。なお、事業賃貸収入及び年会費収入はゴルフ場の来場者数に影響を受けず、安定的に計上される収益であり、営業収入は今後も同様の水準で推移すると見込んでおります。

営業費用は51,798千円（前年同期比24.4%減）と減少しております。これは、前年同期において関係会社未収入金に対する貸倒引当金繰入額16,361千円が発生したことによるものであります。この結果、営業損失は2,347千円（前年同期は営業損失18,492千円）となっております。

営業外収益は91千円（前年同期は7,190千円）と大幅に減少しております。これは、前年同期においては関係会社貸付金に関する受取利息6,613千円が発生しておりましたが、前事業年度の下期において関係会社貸付金の回収が完了したことにより、当中間会計期間においては発生しなくなったためであります。

営業外費用は241千円（前年同期は105,249千円）と大幅に減少しております。これは、前年同期においては、関係会社貸付金の増加により対応する貸倒引当金繰入額が97,862千円発生していたためであります。

この結果、経常損失は2,497千円（前年同期は経常損失116,552千円）、中間純損失は3,013千円（前年同期は中間純損失117,095千円）と大幅に良化しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

営業活動においては、税引前中間純損失を計上しておりますが、それを上回る減価償却費の資金留保効果により、32,903千円のキャッシュ・フローを獲得しました。

投資活動においては、前年同期における関係会社貸付による支出は103,560千円であったのに対し、当中間会計期間においては、関係会社貸付けによる支出が30,955千円と大幅に減少したため、使用したキャッシュ・フローが減少しております。

財務活動においては、当中間会計期間においては、前年同期と同様にリース債務及び長期借入金の返済を行ったのみであります。前事業年度の下期において長期借入金の繰上返済を行ったことにより、長期借入金の残高が大幅に減少しており、それに伴い、長期借入金の返済による支出が4,310千円（前年同期は21,562千円）と大幅に減少したため、使用したキャッシュ・フローが減少しております。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

ロックフィールドゴルフリゾート株式会社との事業賃貸契約により、安定的な営業活動によるキャッシュ・フローが見込めることとなっておりますが、当社が継続的に営業活動を実施するためには、継続的な設備投資が必要となることから、営業活動によるキャッシュ・フローの範囲内で投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを賄う必要があります。なお、当社の営業上重要な資産について、関係会社等の資金調達に関連して担保権が設定されております。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000
優先株式	300,000
計	2,100,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (令和5年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和5年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,660,000	1,660,000	非上場	当社は単元株制度は採用して おりません。 (注)1,2
優先株式	242,377	242,377	非上場	当社は単元株制度は採用して おりません。 (注)1,2 3,4
計	1,902,377	1,902,377	-	-

(注)1. 当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を要します。

2. 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)の募集において、募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式の募集事項の決定は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

3. 優先株式は現物出資(入会金相当額の受入)によって、発行されたものであります。

4. 優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 残余財産の分配

(イ) 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、その優先株式の発行価額相当額を支払う。

(ロ) 優先株主は、前項の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。

(2) 議決権

優先株主は、株主総会における議決権を有しない。

(3) 議決権を有しないこととしている理由

入会金の株式化を実施するにあたり、既存株主への影響並びに経営の安定化を考慮したためであります。

(4) 剰余金の配当

優先株主は、剰余金の配当請求権を有しない。

(5) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和5年4月1日～ 令和5年9月30日	-	1,902,377	-	77,385	-	1,750

(5) 【大株主の状況】

令和5年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)			発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
		普通株式	優先株式	合計	
ロックフィールドゴルフ リゾート株式会社	大阪市北区梅田1-2-2	1,660,000	-	1,660,000	91.99
日鉄物流株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	-	1,940	1,940	0.11
宝産業株式会社	大阪市北区東天満2-6-5	-	1,120	1,120	0.06
住友重機械エンパイロメ ント株式会社	東京都品川区西品川1-1-1	-	1,120	1,120	0.06
NECネクサソリューション ズ株式会社	東京都港区芝3-23-1	-	920	920	0.05
住電商事株式会社	大阪市西区売堀5-8-11	-	746	746	0.04
三井住友建設株式会社	東京都中央区佃2-1-6	-	740	740	0.04
商船三井ロジスティクス 株式会社	東京都千代田区内幸町1-2-2	-	700	700	0.04
住友ファーマ株式会社	大阪市中央区道修町2-6-8	-	700	700	0.04
株式会社大阪チタニウム テクノロジーズ	兵庫県尼崎市東浜町1	-	700	700	0.04
計	-	1,660,000	8,686	1,668,686	92.47

(注) 所有株式に係る議決権の個数は以下のとおりであります。

令和5年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対 する所有議決権数の 割合(%)
ロックフィールドゴルフ リゾート株式会社	大阪市北区梅田1-2-2	1,660,000	100.00
計	-	1,660,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和5年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 242,377	-	「1(1) 発行済株式」の「(注4)」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,660,000	1,660,000	権利の内容につき何らの制限もない株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,902,377	-	-
総株主の議決権	-	1,660,000	-

【自己株式等】

令和5年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の中間財務諸表について、矢野公認会計士事務所 公認会計士 矢野武夫により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和 5 年 3 月31日)	当中間会計期間 (令和 5 年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	34,312	23,155
関係会社未収入金	21,229	16,902
関係会社短期貸付金	-	30,955
未収消費税等	4,219	-
その他	245	1,669
貸倒引当金	92	86
流動資産合計	59,914	72,597
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,094,341	1 1,095,091
減価償却累計額	850,660	861,432
建物（純額）	1 243,680	1 233,658
構築物	789,375	789,375
減価償却累計額	633,101	640,531
構築物（純額）	156,273	148,843
機械及び装置	46,630	45,710
減価償却累計額	43,459	42,905
機械及び装置（純額）	3,171	2,805
車両運搬具	12,623	14,433
減価償却累計額	9,356	10,575
車両運搬具（純額）	3,266	3,858
工具、器具及び備品	100,971	99,182
減価償却累計額	81,998	80,601
工具、器具及び備品（純額）	18,972	18,580
土地	1 204,026	1 204,026
リース資産	64,300	64,300
減価償却累計額	28,731	34,129
リース資産（純額）	35,569	30,171
有形固定資産合計	664,960	641,945
無形固定資産		
その他	145	145
無形固定資産合計	145	145
投資その他の資産		
差入保証金	6,696	6,696
その他	181	417
投資その他の資産合計	6,878	7,114
固定資産合計	671,983	649,204
資産合計	731,898	721,801

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	10,344	10,344
リース債務	11,874	11,874
未払金	2,691	4,136
未払法人税等	1,086	543
未払消費税等	-	2,130
契約負債	4,849	5,836
その他	1,088	1,255
流動負債合計	31,933	35,320
固定負債		
長期借入金	76,392	72,082
リース債務	26,993	21,055
入会金	9,750	9,750
長期末払金	7,626	7,404
固定負債合計	120,761	110,291
負債合計	152,695	145,612
純資産の部		
株主資本		
資本金	77,385	77,385
資本剰余金		
資本準備金	1,750	1,750
その他資本剰余金	3,174,635	3,174,635
資本剰余金合計	3,176,385	3,176,385
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	40,000	40,000
繰越利益剰余金	2,355,816	2,358,830
利益剰余金合計	2,315,816	2,318,830
自己株式	358,750	358,750
株主資本合計	579,203	576,189
純資産合計	579,203	576,189
負債純資産合計	731,898	721,801

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
営業収入	50,042	49,451
営業費用	¹ 68,535	¹ 51,798
営業損失()	18,492	2,347
営業外収益	² 7,190	² 91
営業外費用	³ 105,249	³ 241
経常損失()	116,552	2,497
特別利益	-	⁴ 36
特別損失	-	⁵ 9
税引前中間純損失()	116,552	2,470
法人税、住民税及び事業税	543	543
法人税等合計	543	543
中間純損失()	117,095	3,013

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	77,385	1,750	3,174,635	3,176,385	40,000	2,629,556	2,589,556	358,750	305,463	305,463
当中間期変動額										
中間純損失 ()						117,095	117,095		117,095	117,095
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	117,095	117,095	-	117,095	117,095
当中間期末残高	77,385	1,750	3,174,635	3,176,385	40,000	2,746,651	2,706,651	358,750	188,368	188,368

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別途積立金	繰越利益剰 余金				
当期首残高	77,385	1,750	3,174,635	3,176,385	40,000	2,355,816	2,315,816	358,750	579,203	579,203
当中間期変動額										
中間純損失 ()						3,013	3,013		3,013	3,013
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	3,013	3,013	-	3,013	3,013
当中間期末残高	77,385	1,750	3,174,635	3,176,385	40,000	2,358,830	2,318,830	358,750	576,189	576,189

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	116,552	2,470
減価償却費	27,036	25,899
貸倒引当金の増減額(は減少)	114,223	5
受取利息及び受取配当金	6,613	0
支払利息	7,290	240
固定資産売却損益(は益)	-	36
固定資産除却損	-	9
営業債権の増減額(は増加)	17,489	5,313
仕入債務の増減額(は減少)	9,807	-
その他	8,680	5,279
小計	24,385	34,230
利息の支払額	7,308	240
利息及び配当金の受取額	0	0
法人税等の支払額	1,086	1,086
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,991	32,903
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社貸付けによる支出	103,560	30,955
有形固定資産の取得による支出	728	2,902
有形固定資産の売却による収入	-	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	104,288	33,812
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	6,732	5,937
長期借入金の返済による支出	21,562	4,310
財務活動によるキャッシュ・フロー	28,295	10,247
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	116,592	11,156
現金及び現金同等物の期首残高	156,533	34,312
現金及び現金同等物の中間期末残高	39,941	23,155

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
構築物	15～45年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 事業賃貸収入

事業賃貸収入については、賃貸料の帰属する期間に応じて収益を認識しております。

(2) 年会費収入

年会費収入については、年会費の帰属する期間に応じて収益を認識しております。

(3) 登録手数料収入

登録手数料収入については、理事会において登録が承認された時点で収益を認識しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

1 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
建物	161,361千円	154,979千円
土地	204,026千円	204,026千円
計	365,387千円	359,005千円

なお、上記担保資産は全て、ピープラス・ホールディングス株式会社の借入金に対する物上保証(極度額1,620,000千円)に供しております。

2 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
業務委託費	15,035千円	14,026千円
減価償却費	27,036千円	25,899千円
貸倒引当金繰入額	16,361千円	5千円

2 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
受取利息	6,613千円	0千円

3 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
貸倒引当金繰入額	97,862千円	- 千円
支払利息	7,290千円	240千円

4 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
固定資産売却益	- 千円	36千円
機械装置	- 千円	36千円

5 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
固定資産除却損	- 千円	9千円
機械装置	- 千円	9千円

6 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
有形固定資産	27,036千円	25,899千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,660,000	-	-	1,660,000
優先株式	242,377	-	-	242,377
合計	1,902,377	-	-	1,902,377
自己株式				
優先株式(注)	94,011	1,477	-	95,488
合計	94,011	1,477	-	95,488

(注) 優先株式の自己株式数の増加1,477株は、株式を無償で譲り受けたことによる増加であります。

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,660,000	-	-	1,660,000
優先株式	242,377	-	-	242,377
合計	1,902,377	-	-	1,902,377
自己株式				
優先株式(注)	97,033	853	-	97,886
合計	97,033	853	-	97,886

(注) 優先株式の自己株式数の増加853株は、株式を無償で譲り受けたことによる増加であります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
現金及び預金勘定	39,941千円	23,155千円
現金及び現金同等物	39,941千円	23,155千円

(リース取引関係)

所有権移転外のファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、空調機器及びゴルフ場管理機器であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和5年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)関係会社未収入金	21,229	21,229	-
資産計	21,229	21,229	-
(1)長期借入金	86,736	86,736	-
(2)リース債務	38,868	38,868	-
負債計	125,604	125,604	-

1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(令和5年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)関係会社未収入金	16,902	16,902	-
(2)関係会社短期貸付金	30,955	30,955	-
資産計	47,857	47,857	-
(1)長期借入金	82,426	82,426	-
(2)リース債務	32,930	32,930	-
負債計	115,356	115,356	-

1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観測可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（令和5年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（令和5年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和5年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社未収入金	-	21,229	-	21,229
資産計	-	21,229	-	21,229
長期借入金	-	86,736	-	86,736
リース債務	-	38,868	-	38,868
負債計	-	125,604	-	125,604

当中間会計期間（令和5年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社未収入金	-	16,902	-	16,902
関係会社短期貸付金	-	30,955	-	30,955
資産計	-	47,857	-	47,857
長期借入金	-	82,426	-	82,426
リース債務	-	32,930	-	32,930
負債計	-	115,356	-	115,356

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

関係会社未収入金及び関係会社短期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
年会費収入	10,792	9,714
登録手数料収入	2,650	3,136
事業賃貸収入	36,600	36,600
顧客との契約から生じる収益	50,042	49,451
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	50,042	49,451

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 事業賃貸収入

事業賃貸収入については、賃貸料の帰属する期間に応じて収益を認識しております。

(2) 年会費収入

年会費収入については、年会費の帰属する期間に応じて収益を認識しております。

(3) 登録手数料収入

登録手数料収入については、理事会において登録が承認された時点で収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位: 千円)

	前事業年度	当中間会計期間
契約資産(期首残高)	-	-
契約資産(中間期末(期末)残高)	-	-
契約負債(期首残高)	5,829	4,849
契約負債(中間期末(期末)残高)	4,849	5,836

契約負債は、年会費収入に係るものであります。年会費収入は毎年1月から6月の期間に対応するものを1月に受領、7月から12月の期間に対応するものを7月に受領しているため、月次按分にて収益に計上しております。このため、契約負債として計上されているものは、当事業年度において収益として認識されることとなります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

当社は、ゴルフ場事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

当社は、ゴルフ場事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
-----------	-----

ロックフィールドゴルフリゾート株式会社	36,600
---------------------	--------

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ロックフィールドゴルフリゾート株式会社	36,600

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失 () 及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純損失 ()	70.54円	1.82円
(算定上の基礎)		
中間純損失 () (千円)	117,095	3,013
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失 () (千円)	117,095	3,013
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,660	1,660

(注)潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 5 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	233.56円	230.24円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	579,203	576,189
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	966,910	958,380
(うち優先株式払込金額 (千円))	(966,910)	(958,380)
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	387,706	382,190
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (千株)	1,660	1,660

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第60期）（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）令和5年6月26日 近畿財務局長に提出

2．有価証券報告書の訂正報告書

令和5年8月4日 近畿財務局長に提出

事業年度（第59期）（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

3．有価証券報告書の訂正報告書

令和5年8月4日 近畿財務局長に提出

事業年度（第60期）（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年12月18日

有馬富士開発株式会社

代表取締役 大島 均 殿

矢野公認会計士事務所

兵庫県三田市

公認会計士 矢野 武夫

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている有馬富士開発株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、有馬富士開発株式会社の令和5年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した

監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。